

松江市告示第 238 号

松江市設備導入（新型コロナ対策）支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

松江市設備導入（新型コロナ対策）支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 市の交付する松江市設備導入（新型コロナ対策）支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則第 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業支援法（昭和 38 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者のうち、市内に事業所を有するものをいう。
- (2) 工作機械等 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 3 号に規定する機械及び装置であつて、製造業の用に直接供するものをいう。

（補助の対象等）

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市設備導入(新型コロナ対策)支援事業補助金
補助金交付の目的	新型コロナウイルス感染症の影響下において、中小企業者が新市場の開拓及び生産の効率化を図るために、必要な工作機械等を導入する経費の一部を補助することにより、中小企業者の競争力強化を図ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	新市場の開拓及び生産の効率化を図るために必要な工作機械等の導入（この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。）とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。
補助対象経費	市内事業所への1台当たり80万円以上の工作機械等の取得に要する経費。

	ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。
交付の率又は金額	補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、300万円を上限とする。
補助事業者の範囲	補助事業者は、製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1) 法人にあつては市内において1年以上継続して事業を営み、個人にあつては市内に1年以上住所を有すること。 (2) 補助事業の完了時に市税を滞納していないこと。

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 導入する工作機械等の内容等が分かる書類の写し
- (3) 導入する工作機械等に係る見積書及びその明細の写し
- (4) 直近2期分の決算書の写し

(事業計画書の審査)

第5条 市長は、補助金の交付申請があつたときは、当該申請に係る事業計画書の審査を必要に応じて別に定める審査会に依頼することができる。

2 市長は、前項の規定により審査を依頼したときは、当該審査の結果を参考に、当該申請に係る事業計画書を採択するか否かを決定し、その結果を審査結果通知書により申請者に通知するものとする。

(現地調査)

第6条 事業計画書の補助対象経費に設備費を計上している補助事業者は、当該経費に係る設備の最終取得日から2か月以内であつて、取得に要した費用を支払う前に、市職員による現地調査を受けなければならない。

(軽微な内容の変更)

第7条 規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 工作機械等の検収を証する書類
- (3) 補助対象経費に係る請求明細の分かるもの
- (4) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (5) 市税に滞納がないことが分かる証明書

2 前項第 5 号の証明書は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 59 条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、誓約及び同意書をもって代えることができる。

（成果報告）

第 9 条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度（当該補助事業者の会計年度とする。）の翌年度から 5 年間、各会計年度終了後速やかに、補助事業に係る成果等の状況を補助事業成果等報告書により市長に報告しなければならない。

（財産処分の制限）

第 10 条 規則第 18 条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

（事業所の移転）

第 11 条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業完了後 5 年未満で事業所を市外へ移転する場合には、補助金を全額返還しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

（雑則）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。